

文書木簡はいつ廃棄されるか

はじめに

木簡は、正倉院などに伝世する一部を除き大部分が発掘によって出土するので、「発掘された文献史料」ということができる。従って木簡は文献史料としてだけでなく、発掘調査において考古学資料として活用できる。発掘調査において木簡が出土する利点は大きい。一つには木簡によって遺跡の性格について考察できることであり、二つには遺構や共伴遺物の年代を決定できることである。私は前稿「木簡と歴史考古学」⁽¹⁾において、木簡をこの二つのことに活用する上で方法上の問題点を検討したことがある。本稿は前稿を受け、後者の問題に関連して文書木簡が廃棄される時期について考察しようとするものである。

木簡には年紀が記されることがあり、また内容から年代が推測されることがあって、一般的にその年紀・年代によって木簡が出土した遺構や共伴した遺物の年代を決定することが行われている。木簡

今 泉 隆 雄

を遺構・遺物の年代決定に利用するためには、厳密に考えると次のような問題がある。すなわち、木簡は作成され一定の機能を果たし、不要になって廃棄される。木簡に記載された年紀または内容から推測される年代は、別のこともあるが、大部分は木簡の作成時期を示す。これに対して遺構や共伴した遺物の年代は木簡の廃棄された時期による。従って厳密に言えば、木簡によって遺構・遺物の年代を決定するためには、木簡の作成から廃棄までの期間を明らかにすることが必要である。一般的にこの期間は短いとは思われているが、前稿で検討した結果、木簡の内容分類によって異なることが明らかになった。すなわち、作成から廃棄までの期間は、文書は比較的短い。荷札は貢進物に複数付けられ、貢進物の収納の際にはずされて検取事務に用いられるものと、収納後も荷物に残されて消費段階に至ってはずされるものがあり、前者は検取事務が終われば不要になるから短期間であり、後者は品目によって長短があり、魚・貝・海藻などの海産物のように保存しにくいものはすぐに消費されるから短期間であるが、塩のように保存のきくものは二十年以上も保管さ

れて消費された例があつて、長期間になることがある。題籤軸は文書を保存することがあるから、数年におよぶことがある。習書は記載された年次と関係なく古い年紀が記されることがある。

このうち文書木簡について短期間と考えた根拠は次の二点である。

(1) 文書木簡の日付は大部分が年紀を省略して月日のみを記載するが、これは文書木簡が短期間に不要になるからである。(2) 木簡は紙に比べて記載文字数の割にかさばるために、長文のものと長期間保存を要するものの書写には適さず、日々の個別的な内容の文書・記録に用いられ、さらには文書木簡は一定期間ごとに作成される紙の正式な文書の材料に利用された。従つて紙の正式な文書が作成されれば不要になるから短期間のうちに廃棄されたと考えられる。これらの根拠は現在でも成立すると考えるが、さらに短期間のうちに廃棄されたと考えられる事例を提示し、また廃棄までの期間が具体的にどれぐらいなのかを明らかにしたいと思つてゐた。これらの問題の解決は困難なことであるが、かつて作成を担当した『長岡京木簡一』の中にこれらの問題を考察できる材料を見出したので、ここで改めて考えてみることにしたい。

一 公文書の保存

文書木簡の作成から廃棄までの期間を考察する前提として、律令

制における公文書の保存に関する法制について一瞥しておきたい。後述のようにこれらの法制は紙本の正式な文書に適用されるもので文書木簡には適用されないが、一つの目安として見ておくものである。

令の文書保存規定 令において公文書の保存については公式令の次の二条に規定されている。

(1) 公式令 82 案成条

凡案成者、具条_ニ納目_一。目皆案_レ軸。書_ニ其上端_ニ云、某年某月某司納案目。每_ニ二十五日_ニ納_レ庫使_レ訖。其詔勅目、別所案置。

(2) 公式令 83 文案条

凡文案、詔勅奏案、及考案、補官解官案、祥瑞財物婚田良賤市估案、如_レ此之類、常留。以外、年別檢簡、三年一除之。具錄_ニ事目_ニ為_レ記。其須_レ為_ニ二年限_ニ者、量_レ事留納。限滿准除。

(1) によれば、各官司では半月毎に本司作成の文書の本案および他司から来た文書を成卷し、別にその文書の目録を作成・成卷し、両者を文書庫に保管する。⁽²⁾成卷した本案と文書を「案成」と呼ぶ。目録には成卷文書の内容が一条毎に記され、軸の上端には「年月十官司名十納案目」のように記して見出しとする。この軸は正倉院に伝存し、また発掘調査によつて出土する題籤軸と呼んでいる形態のものである。目録は成卷文書の索引の役割を果たす。こうして保管された公文書は、(2) によれば、特別に永久保存に指定されたものの以外

は、年別に検簡して三年を経たものは除棄し、除棄した文書の目録を作成する。いいかえれば、一般的に公文書の保存期間は三年間である。この三年間保存は唐令の規定を踏襲したものである（『唐令拾遺』公式令43条）。次の延喜式も含めて、規定が保存期間ではなく除棄年数を定める形になっているのは、公文書が一度文書庫に保管されるからである。永久保存と決められているのは、詔・勅・奏案、考案（考文）、補官・解官案（任官簿・解簿）、祥瑞（祥瑞の表奏と案）、財物（財物帳、財物の争訟の判決文）、婚（五位以上の妻妾の名帳）、田（田図・田籍）、良賤（良賤の争訟の判決文）、市估案（市の貨物の時価を調査した簿）のそれぞれに関する施行された文書と案である。周知のようにこのほか戸籍については、戸令22戸籍条に五比1三十年間保存、庚午年籍は永久保存と規定されている。

延喜式の文書保存規定 『延喜式』では、個別の文書ごとに「〇年一除」と除棄すべき年数を定める形で、保存期間を定めた条文がある。管見では、A主計式下帳除条（新訂増補国史大系六二六頁）、B主税式上（六五四頁）、C宮内式（七五五頁）、D勘解由使式（九五〇頁）に規定する。それらを整理すると次の通りで、保存期間を年数によって四ランクに定める。

- 十年 官舎帳・池溝帳（B）
- 六年 大帳（A）、宮内省被管諸司考選文・親王家令以下考文（C）
- 三年 調庸帳・死亡帳・俘囚帳・隠首帳・（四）季帳・諸司返上帳

（A）、正税倉付帳・租目録帳・租損益帳（B）、年終帳（D）
一年 雜任帳（A）

これらの規定と（2）文案条の関係は明確でない点があるが、もし文案条の一般的な公文書の三年保存の規定が実効性を有していれば、『延喜式』で個別文書について三年保存を規定する必要があるから、これらの条文の基が定められた時期には文案条は形骸化していたのであろう。『延喜式』A～Dの条文のうち制定時期が明らかなのはDだけで、貞観十三年（八七二）十二月に年終帳は弘仁十三年（八二二）と天長四年（八二七）帳を證帳として永久保存し、それ以外は三年除棄とすることが定められ、『日本三代実録』貞観十三年十二月五日丙午条、これが同内容でDに継承されている。従っておそらく九世紀後半までには文案条は形骸化していたと考えられる。

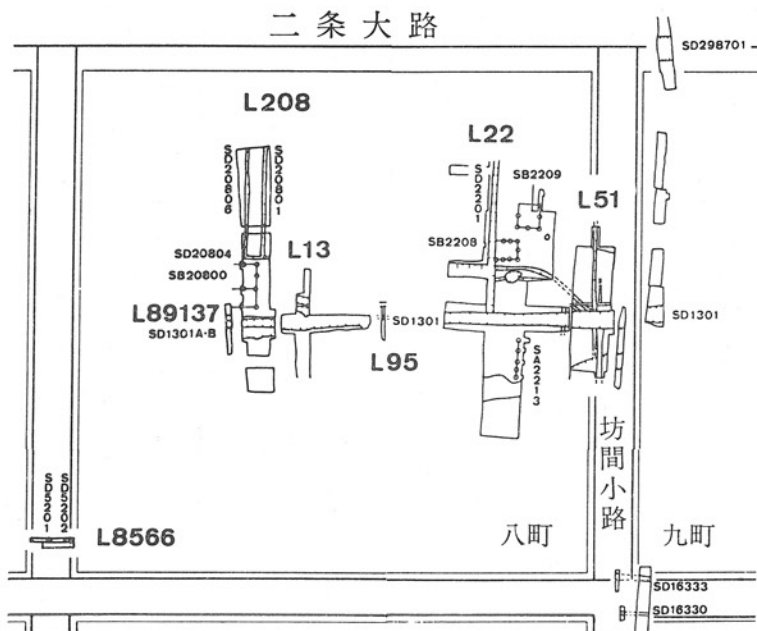
『延喜式』制で注目すべきは、公文書の個別的な保存期間のなかではやはり三年の例が一〇例と最も多いことである。これは公式令の一般的な公文書の保存期間を踏襲したものであり、従って律令制の公文書の保存期間の基本は三年間と考えられる。これらの令制、延喜式制がどのように実施されたかについては、正倉院文書をはじめとする古文書の表裏の第一次・二次文書の年代を調査する必要があるが、ここでは目安として法制についてのみふれることにする。

公式令と『延喜式』の条文が保存の対象にしている公文書は紙本の文書と考えられる。（1）案成条は文書の成巻を前提にしているし、

(2) 文案条の永久保存として挙げられているのも紙本の文書であり、三年保存の例として『令義解』と令釈は国の税簿すなわち正税帳を挙げている。『延喜式』の条文の挙げている文書も紙本の文書である。従ってこれらの規定は文書木簡には適用されない。しかし前述したように、木簡は紙に比べて記載できる文字数の割にかさばり、長期保存に適さないから、その保存期間は紙本の文書のそれの三年より短いと考えてよいであろう。

二 長岡京太政官厨家の請飯文書

長岡京左京三条二坊八町は、宮城東南隅から二条大路沿いに東に二町行った南に位置する町である。この町は、出土木簡から太政官厨家の所在地と推定されている。この町のほぼ南北二等分線上に東西溝SD一三〇一が位置する。古い溝Aと新しい溝Bが重複している。ここで文書木簡の保存期間の問題の検討の素材とするのは、溝SD一三〇一―Bから出土した一群の請飯文書である。SD一三〇一―Bから出土する木簡およびその他の遺物は、太政官厨家から一括廃棄されたもので、木簡の年代は延暦八・九年（七八九・九〇）を中心とする。その中の一群の請飯文書は太政官の各部署から太政官厨家に常食の飯を請求したものと考えられている。これらの木簡はすでに『長岡京木簡一』⁽³⁾に報告されているが、同書の刊行以後、研



第1図 左京三条二坊八町遺構略図(『長岡京木簡二』より)

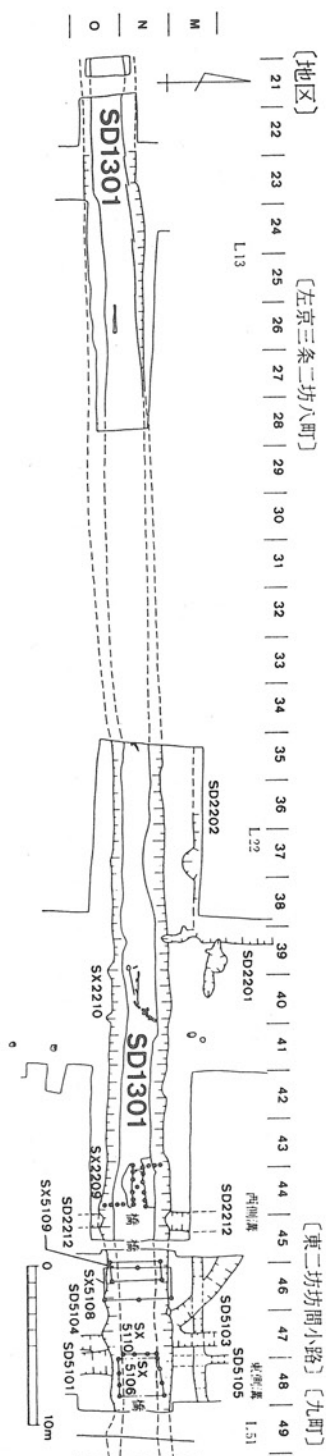
究・調査の進展によって訂正すべき点も出てきており、それらは『長岡京木簡二』⁽⁴⁾にまとめられているので、同書を参照しながら遺構などについて述べる。

左京三条二坊八町とSD一三〇一 長岡京左京三条二坊八町に關係しては、これまで左京第一三、二二一・二、五一、九五、二〇八次、第八五六・八九一三七次立会調査の七回の調査が行われ、町西南隅で町西辺大垣の東側溝SD五二〇二を（左京第八五六次立会調査、SD一三〇一の位置する町東辺の中央部で、八町と東隣する九町の間の坊間小路の西側溝SD二二一・二二二）⁽⁵⁾第二一一次調査、東側溝SD五二〇一・五一〇二・五一〇四・五一〇五を検出し（第五一二次調査）、町の東西辺が明らかになった（第一図）。

SD一三〇一—A・Bはこれまで右記の調査のうち第八五六次

調査を除く六回の調査で検出した。現在検出しているSD一三〇一は、西端が八町中央部西寄りの地点から始まり、東に伸びて坊間小路を横断し九町に至り、総延長が約一〇〇メートルに及ぶ。前記の坊間小路東・西側溝はいずれもSD一三〇一に合流する。『長岡京木簡一』ではSD一三〇一—A・Bは同位置で重複する人工的な溝と考えていたが、左京第二〇八次調査によってBが町の南北二分線上の真東西方向の人工的な溝であるのに対して、Aは西南西から東北東に斜行する自然の流路であることが明らかになった。⁽⁶⁾ AもBも水は西から東に流れる。

ここで取り上げる請飯文書は第一三次、第二一一次調査で出土しているので、両調査のSD一三〇一について述べる（第二図）。第一三次調査区は八町のほぼ中央部に位置し、第二一一次調査はそ



第2図 SD1301遺構図（『長岡京木簡二』より）

第一表 請飯文圖書一覽

分類	番号	a 類	b 類
支給対象	請求品目	年月日	署名者
形態	材	法	量
・出土・層位	備考		

九	考所	飯参升	延暦八年八月十日	左船人吉	〇二一	檜・板	二七〇×三〇×四	23・B	上端穿孔
三	写手	飯肆升	九月廿三日	右葛井千縄	〇二一	檜・柱	二四一×一八×四	23・B	下端穿孔
〇	考所	飯肆升	十月一日	雅万呂	〇二一	檜・板	二一〇×三〇×三	23・B	同材
三	書工	食四升	十月二日	八雲	〇二一	檜・板	二三四×二六×二	23・B	裏に習書
四	書手	飯四升	十月三日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	一七九×二五×二	23・B	
二	書手	飯肆升	延暦八年十月十日	臺八雲	〇二一	檜・板	二五一×二一×五	23・B	
五	書手	飯四升	十月十二日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	二〇二×二七×四	23・B	
六	書手	飯四升	十月十三日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	二四八×二八×三	23・B	
四	書生料	飯肆升	十月十五日	安都笠主	〇二一	檜・板	二〇八×二四×四	23・B	上端穿孔
七	書手	飯四升	十月十七日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	二〇三×二二×四	23・B	
八	書手	飯四升	十月廿六日	輕間嶋粉	〇二一	杉・板	二八四×三一×八	23・B	
元	書手	飯四升	十一月九日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	二七八×三二×四	23・B	
二	書手	飯四升	十一月九日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	一九七×二四×四	23・B	左辺中央穿孔 同材
三	書手	飯四升	十一月十日	輕間嶋粉	〇二九	檜・板	(一七〇)×二五×四	23・B	
三	書手	飯四升	十一月十二日	輕間嶋粉	〇二九	檜・板	二五二×(一〇)×四	40・B	第二二次
三	飯四升	飯四升	十二月廿三日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	二〇四×二二×三	23・B	
三	飯四升	飯四升	二月廿三日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	一七六×二三×三	23・B	
四	飯四升	飯四升	三月八日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	一八二×二一×三	23・B	
五	飯四升	飯四升	三月十一日	輕間嶋粉	〇二一	檜・板	一六六×二六×二	23・B	
五	飯四升	飯四升	三月廿日	輕間嶋粉	〇八一	檜・板	(七五)×(八)×二	23・B	
六	飯四升	飯四升	四月六日	輕間嶋粉	〇八一	檜・柱	一九四×一九×三	23・B	
七	飯四升	飯四升	五月五日	輕間嶋粉	〇五一	檜・板	一五四×一四×四	25・B	二次の整形 下端穿孔
七	飯四升	飯四升	五月十七日	輕間嶋粉	〇一一	檜・板	二〇九×二八×五	23・B	
三	飯四升	飯四升	五月廿二日	輕間嶋粉	〇一一	檜・板	一五一×二五×四	25・B	
元	飯四升	飯四升	六月廿一日	輕間嶋粉	〇一九	檜・板	一七二×(一一)×三	25・B	

第二表

請飯文書の出土分布

小地区	22	23	24	25.....40	
点 数	1	24	1	2	1
%	3	83	3	7	3

れから東に約三〇メートルの間をあけて設けられ、SD一三〇一は前者で二一区～二八区にわたって約二三メートル、後者で三五区～四五区にわたって約三〇メートルを検出した。後者の調査区の東端で坊間小路の西側溝SD二二一・二二二がSD一三〇一に合流し、SD一三〇一はその合流点の西（四四区以西）が八町の中で、その東は坊間小路路面になる。両調査区ではAとBがほぼ重複し、第一三次調査区では、Aは幅三・二～三・九メートル、深さ約六〇センチの素掘溝である。Bは両岸を杭と側板で護岸した溝で、Aの両岸の内側で、Aの水流による自然堆積層の上から杭を打ちその外側に側板を当てその外側を埋めている。幅一・五メートル、深さ三〇センチメートル。第二一一次調査区では状況が異なり、AもBも素掘り溝である。両調査区ともSD一三〇一の堆積層は、Aは水流による自然堆積、Bは一時期に埋め立てた土で、その中に木簡をはじめとする多くの遺物が含まれていた。Bのこのような出土状況は重要で、木簡をはじめとする遺物は一括廃棄され、相互に関係するものとして把握できる。木簡の出土点数は第一三次調査区でSD一三〇一—Aから九点、Bから二〇六点、第二一一次調査区でA

元	三	三	三
飯肆升	飯四升	飯四升	飯式斗
六月廿五日	六月廿九日	□月廿三日	
輕間嶋粉	輕間嶋粉	輕間嶋粉	
〇二一	〇二一	〇二一	〇一九
檜・板	檜・板	檜・板	檜・板
一六四×二九×四	一八四×一八×四	一六四×一九×五	(二〇九)×二〇×六
23・B	24・B	22・B	23・B
表裏に習書			

から二八点、Bから六五点である。これらSD一三〇一—Bおよび八町西南隅のSD五二〇二の出土木簡は、内容的にみて太政官厨家から廃棄されたもので、そのことから八町が太政官厨家の所在地と推定された。⁽⁸⁾

請飯文書の出土状況 問題の一群の請飯文書が延暦八年（七八九）八月から九年（七九〇）六月までの十一カ月分のものであることが本論の基礎になるので、まずこのことを出土状況、書式・記載内容の共通性などから論証することにする。第一三次・二二一一次調査のSD一三〇一—Bから、断簡も含めて同類の請飯文書が二九点出土している（第一表⁽⁹⁾）。前者から二八点、後者から一点である。小地区毎の出土分布を見ると第二表のようで、前者では二三区が二四点（八三%）で集中し、その東西の二三区～二五区から出土する。この出土状況からこの二八点はぎわめて一括性の強いもので、一括して廃棄されたもので本来一括して保管されていたものと考えられる。後者では前者の出土地点から約四二メートル離れた四〇区から一点が出土しており、前者と一括できるものとは言いが、もともとSD一三〇一—Bの出土遺物は同時期の太政官厨家から廃棄され

たものであり、また書式からみても後者の一点も前者の二八点と元来一括されていたものと考ええる。

請飯文書の書式 これらの請飯文書は、延暦八・九年（七八九・九

〇）に太政官の史生が太政官厨家へ常食の飯を請求したものと考えられている。これら二九点の請飯文書は、書式・記載内容において共通性を有し、その上で書式、日付の月の相違によってa類一五点、b類一四点の二類に分類できる。

a類 「請」＋支給対象者＋「飯」＋升量＋日付＋署名

八・九・十・十一月

一四 請書手飯四升十月三日輕間嶋粉

一〇 考所飯肆升^{〔x九〕}「十」月「二」日雅万呂

三四・請飯肆升書生料

十月十「五」日安都笠主

b類 「請飯」＋升量＋日付＋署名

十二・二・三・四・五・六月

二三 請飯四升二月廿三日輕間嶋粉

a類・b類の記載内容の相違は、a類が飯の支給対象を記載するのに対して、b類がしないことである。a類に関して、支給対象は

書手一〇点、写手・書工・書生各一点、考所二点である。書手・写手・書工・書生は表記こそ異なるが、臺八雲署名の三点に書手・書工・写手とあることや（二一・一三）、同一材から作られた二簡¹⁰で、書手・書工とあることから（一四・一三）、すべて同一職で、正史に書生と見える下級の書記官に当たると思われる。考所は太政官における考課事務のために置かれた所と考えられている。日付の中で十一月九日の同日のが二点、また十月一・二・三日、十月十二・十三日、十一月九・十日の連続するものがあることから、これらは書生・考所の日々の常食の飯の請求文書であると考えられる。a類の書式は輕間嶋粉の署名の九点と臺八雲の署名の三点のあわせて一二点は、右記に掲げた書式であるが、支給対象が考所で執筆者が葛井千繩と雅万呂の九・一〇の二点は「請」字を省き、安都笠主の署名の三四は支給対象を「書生料」として、升量の下に記し、また他の請飯文書が後に書かれた習書を除いて一面に記すのに対して、表裏二面に記載するなどの点で異なり、全体としてバラエティがある。しかし、基本的にはa類は記載内容が右記に掲げたもので共通する。

b類は破損して不明のものを除く一点が、すべて右記の書式できわめて画一的である。署名者は輕間嶋粉が一〇点、嶋次が一点である。嶋粉は古代人名として見なれないが、粉はスキと訓じ、嶋次と同名の可能性もある。ただし嶋次の三二は輕間嶋粉の木簡と同筆ではない『長岡京木簡一』一四の補注。b類の支給対象はa類で書生

の飯の請求者の軽間嶋粉が同じく請求者であるから、やはり書生であろう。署名者はa・b類を通じて七人見えるが、彼らは狭義の太政官と左・右弁官局の史生と考えられている。

日付の月の連続性 日付に眼を向けると、a類は八・九・十・十一月、b類は十二・二・三・四・五・六月で、b類で正月が欠けるがそれぞれで月が連続するように見える。厳密に言えば、年紀が記されているのはa類の延暦八年の二点だけだから、それぞれの月が連続するかはわからない。しかしやはり書式・記載内容に関してa類・b類がそれぞれ共通性あるいは画一性を有していることからみて、a・b類の月はそれぞれ連続するものとみるべきであろう。さらに細かくみると、a類で日付が十月一・二・三日、十月十二・十三日、十一月九・十日と連続するものがあり、さらにその中に二組の同一材から作られた木簡があることも(二・三・一四、二〇・二二)日付の連続性の根拠になる。従って延暦八年の二点を含むa類は、延暦八年八月～十一月のものということになる。

次にa・b類の関係については、次の五点からやはり連続するものと考えられる。すなわち(1)a・bの月の連続は、a―bの順序ならば連続し、b―aの順序でも七月を欠くが一応連続すること、(2)前述のように両者は一括廃棄されたものであること、(3)書式・記載内容は支給対象を別にすれば、基本的に「請・飯+升量+日付+署名」という点で共通すること、(4)さらに升量が九の参升、三三の式

斗の二点を除き、二六点が四(肆)升であり、また三四の表裏記載の一点を除き一面記載であるなど細かな点でも共通性がみられること、(5)署名者に両者にわたって軽間嶋粉がみられることの五点である。

その場合a・b類の順序として、第一表のようにa―bの順序とする(イ)案と、b―aの順序とする(ロ)案が考えられる。a・b類の期間は(イ)によれば延暦八年八月～九年六月、(ロ)によれば七月を欠くが延暦七年十二月～八年十一月となるが、(イ)が妥当と思われる。その根拠は、一つには溝Bの出土木簡の年紀が延暦八・九年を中心とするもので(イ)の期間に一致すること、二つには両類に見える軽間嶋粉が(イ)ならば連続するが、(ロ)では連続しなくなることである。

前者について詳しくみてみよう。第一三次調査区のSD一三〇一―Bから出土した年紀のある木簡、推定できる木簡は次の通りである(第二―一次調査では年紀のある木簡は出土していない)。全二二点あり、そのうち延暦八年が一点四(六四%)、同九年が七点(三二%)で、期間は延暦八年三月から九年五月二十一日までで、ほかに延暦二・三年(七八三・四)の題籤軸が一点(四%)ある。題籤軸は文書の保存に用いられ他に比べて年紀が古くなることから除外して考えてよい。従ってSB一三〇一―Bの出土木簡は延暦八・九年のもので、同九年五月以後に廃棄されたものと考えられる。このことによればa・b類の順序は(イ)案が妥当である。

以上によって、それぞれが日付の月が連続するa・b類の請飯文書は、a―bの順序に連続し、延暦八年八月から九年六月までの十一カ月間の木簡群と言うことになる。ただし九年正月・閏三月分がみえない。

a・b類の時期が以上の通りであることによれば、両類の書式・記載内容の相違、すなわち支給対象記載の有無については、a類の時期には飯の支給対象が考所と書生の複数であり、それらを区別する必要があり、その上執筆者も五人と多かったのに対して、b類の時期には支給対象が単一で、その上執筆者が二人あるいは一人であったので、支給対象を省略できたと考えられる。また書式がa類はバラエティがあり、b類が画一的なのは執筆者がa類は多いのに対して、b類は少ないからである。

保管された木簡と出土した木簡 現在出土している木簡が、もともと保管され廃棄された木簡のすべてに当たるとは考えられない。日付では欠けている月があり、出土した木簡の日付に何らの規則性もみられないから、これらは本来保管・廃棄されたものの一部が出土したと考えるべきであろう。前述のように連続する日付のものがあり、日々の常食の請求とすればほとんど毎日請求されたのであろう。

十一カ月間というのも中途半端で、本来は一年間分が保管され廃棄されたと考えるべきであろう。その一年間については、Ⅰ案Ⅱ延

暦八年八月～九年七月と、Ⅱ案Ⅱ延暦八年七月～九年六月の二案が想定できる。いずれにしろ七月分が欠けていると考えるのであるが、それを最後にするか最初にするかの違いである。

小 結 ここで請飯文書についてまとめておきたい。(1)長岡京左京三条二坊八町は太政官厨家の所在地と推定され、その東西溝SD一三〇―Bから出土した木簡をはじめとする遺物は、官厨家から一括して廃棄され埋められたものである。(2)その中の二九点の請飯文書木簡は、同一地区から集中して出土すること、書式がa・b二類に分けられるが、共通した書式・記載内容を有することなどから同類の一括できる木簡である。それらは狭義の太政官または弁官局の史生が、書生・考所の日々の常食の飯を太政官厨家に請求したものと考えられる。(3)請飯文書の日付の月はほぼ連続し、これらの文書は延暦八年八月から九年六月までの十一カ月のものであると推定される。ただし九年正月、閏三月の分は欠けている。(4)現在出土している木簡は本来保管・廃棄されたものの一部であり、本来保管され廃棄されたのは七月分を補った一年間分であろう。その一年間は、Ⅰ案Ⅱ延暦八年八月～九年七月と、Ⅱ案Ⅱ延暦八年七月～九年六月の二案が想定できる。

ここに同類の文書簡の一年間分が一括して廃棄されたと推定される実例が明らかになった。これによれば、文書木簡は一年間分が集積されて廃棄されたと考えられ、これは文書木簡の保存期間を考え

る材料として興味深いものである。しかしそのように考えるためには次の二点の問題がある。一つは一年間分が集積・保管されたものはすぐに廃棄されたのであろうか、それともそれからさらに数年保管されることはなかったであろうかという問題である。二つはこの個別的事例がどの程度一般化できるかという問題である。ここで集積された一年間分が、何故八月～七月あるいは七月～六月なのかについて律令制における年度の点から考え、一年間分が一括廃棄された意味を明らかにし、これらの問題に考察を進める。

三 律令制における年度

律令制の政務運営上の単位となる一年間、すなわち年度には、暦年どおり正月一日～十二月末日を一年度とするものと、前年八月一日～当年七月末日を一年度とするものがある。前記の請販文書の一年間は後者に関係すると考えられる。後者の年度として定められているのは、(1)考課、(2)季禄、(3)公文書の計会の三つである。

考課と季禄 官人の考課については、勤務評定の対象とされ、考第を得るための前提となる上日数を計える期間がこの前年八月一日～当年七月末日の一年間である。考課令1内外官条によれば、毎年各官司では長官が記録された「二年功過行能」によってその属官の考第を八月三十日以前に校定し、それらを記した考文を京官・畿内

国司は十月一日に、外国国司は十一月一日に太政官に申送すると定め、『令集解』同条の讃記によれば「一年」とは去年八月一日から今年七月三十日までであるとする。考課令59内外初位条には考課を受けるために必要な上日数を、長上官は二百四十日、分番官は百四十日、帳内・資人は二百日とそれぞれ定めるが、これらの上日を計えるのはこの期間の一年である。

季禄は、禄令1給季禄条によれば、在京職事官、大宰府官、老岐・対馬島司に年二回半年毎に二月に春夏禄、八月に秋冬禄を支給する。支給されるためには官人はそれぞれ半年に百二十日以上の上日が必要であり、その上日計算の期間が、春夏禄は八月から正月、秋冬禄は二月から七月までの間である。季禄は半年毎になっているが、通年でみればやはり八月一日～七月末日が一年の単位になっている。季禄は上日が支給の条件であるので、考課の一年度にあわせて、半年に区切ったのである。

計会制度 公文書の計会制度とは、在京諸官司・諸国が毎年一年間に授受した公文書を記録した計会帳を太政官に申送し、太政官も自ら計会帳を作成し、在京諸司・諸国の計会帳を対勘することによって、各官司相互に授受された公文書が確実に伝達されたか否かを確認する制度であり、計会帳に登載される公文書の一年間が前年八月一日～当年七月末日である。この制度については、早川庄八氏、瀧川政次郎氏の先駆的な研究をはじめとしていくつかの研究があり、^{①)}

計会帳に登載する文書の内容や制度の目的などの問題について見解が対立しているが、近年山下有美氏が、早川氏の律令制文書主義の観点を継承して、令条に定める計会帳の構造、計会制度の目的、唐制との比較による文書処理システムにおける日本計会制度の特質などについて明らかにした（注2論文）。ここでは主に山下論文によりながら少し詳しく計会制度について整理しておく。

計会制度は公式令19計会式条、20諸国会式条、21諸司会式条、および13符式条に定められている。早川・山下両氏によれば、計会制度は各官司相互に授受された公文書が確実に伝達されたか否かを確認することを目的とする制度で、日常の文書行政を把握し徹底させる装置である。太政官、在京諸司、諸国が毎年計会帳を作成し、計会帳にそれぞれの官司が一年間に授受した公文書を記載する。計会帳に記載する公文書については、瀧川氏、寒川照雄氏は限定された内容の文書とするが、山下氏の説くように官司間に授受されたあらゆる内容の公文書とするのが妥当である。諸国、在京諸官司の計会帳は太政官に進上され、太政官が勘会することによって、公文書の伝達が行われたか否かが確認される。

計会作業の詳細は21諸司会式条に定められ、養老令と大宝令で違いがあるが、先ず養老令の規定は次の通りである。(1)計会の対象となる一年間は前年の八月一日から当年の七月末日までと定められ、この一年を計会年度と呼んでいる。天平六年（七三四）出雲国計会帳

の移部には同五年七月付けの文書四通が記載され、令の規定と矛盾するかに見えるが、これについて早川氏は、これらの文書の日付は出雲国に到着した日付ではなく発送した日であり、これらの文書は八月一日以降に出雲国に到着したのであり、令の規定は遵守されていると考えられるとした。(2)各官司で計会帳の作成を行い、諸国は朝集使に付して太政官に提出する。提出期限は在京諸司と畿内諸国が十月一日、外国が十一月一日である。(3)弁官の少弁と史が在京諸司の主典と朝集使を惣集して、太政官の計会帳と諸司・諸国の計会帳の照合すなわち「対勘」を行う。勘了の期限は十二月上旬である。対勘の結果「詐偽ノ隠漏」（計会帳に故意に記し漏らしたことが明らかになった場合は事情を追求して罰し、「脱漏」があった場合は全体の二割毎に考第一等を降す。大宝令で異なるのは次の点である。(2)について、諸国は計会帳を計会使に付して太政官に提出し、提出期限はすべて八月末日である。(3)について、対勘に出てくるのは諸国は朝集使ではなく計会使で、勘了期限は十月末日である。脱漏は一割毎に考第一等を降す。

計会年度が考課の年度と同じなのは、計会制度が考課と関係づけられて位置づけられているからである。大宝令では計会の結果が考課に取り入れられることになっている。養老令ではそれに加えて、計会帳の太政官への提出期限が考文と同じで、諸国は朝集使が考文とともに太政官にもたらし、太政官の対勘を受けるのである。こうして

考課の年度を中心にして季禄支給、公文書の計会が同じ年度によって行われるのである。

なお正月一日から十二月末日までを一年度とするのは正税帳である。正税帳はこの期間を一年度として記載されており、これが諸国の会計年度と考えられる。¹²⁾

文書木簡の廃棄と計会制度 太政官厨家の請飯文書の木簡の保管・廃棄について考えるに当たって、それが延暦八年八月から九年六月までの十一ヵ月間分のものであり、考課・季禄・計会の年度の八月一日から七月末日までと、始めの月について一致し、終わりの月について近似することを重視したい。始終の月の一致と近似からみて、請飯文書がこのように廃棄されたのはこの年度によって、その一年度分が集積・保管されたからと考えるべきである。先に請飯文書は本来一年間分が集積・保管されたとして二案を想定したが、このように考えられるとすれば、その一年はⅠ案Ⅱ延暦八年八月～九年七月ということになる。文書木簡のこのような一年度単位の集積・保管は、考課・季禄・計会の三つのいずれと関係するのであるうか。考課は律令官人にとって重要なことであるから、その年度が官人社会の時間を規制し、文書木簡の保管にも関係しているとも考えられるが、やはり文書木簡の保管は文書管理という点で計会制度とより直接的に関係していると考えるべきであろう。

しかしながら計会制度が請飯文書の木簡に適用され、計会帳にこ

れらの木簡が登載されると考えているのではない。計会制度は官司間で授受される文書に適用されるのであって、出雲国・伊勢国計会帳に登載されている文書をみても明らかのように、太政官内部において考所などの部局から太政官厨家に当てられた、日々の常食の請求文書の木簡は計会帳に登載される対象ではないと考えられる。それでは計会年度と文書木簡の保管はどのように関係するのであろうか。文書の計会制度の年度は単に計会ということだけの年度ではなく、文書行政全体の年度となり、それ故に請飯文書の木簡はその一年度分が集積・保管されたと考える。一年度分が保管される理由は明らかでないが、紙本の文書との関係が考えられるのではないか。

文書木簡と紙の文書 文書木簡と紙本の文書は密接に関連して用いられている。一つは、日々の個別的なことに用いられる木簡を整理して紙本の帳簿が作成されるあり方である。東野治之氏は、正倉院文書にある写経所の食口帳(食口案)¹³⁾は食口木簡を基に作成されたものであることを指摘している。食口木簡は「食口」として一日の食米支給を記録した木簡であり、食口帳は日々の食米支給を記録した帳簿であるが、その一日分の記載様式が食口木簡と類似する。

同様の関係は天平宝字六年(七六二)造石山寺所鉄用帳・造石山寺所鉄充并作上帳と、平城宮跡出土の鉄製品進上の文書木簡との間にも指摘できる。前者の二帳簿は日々の材料の鉄の下充と鉄製品の製作・進上を記録した帳簿で、前記鉄用帳が草案、作上帳がその正文

に当たる。木簡は製作した鉄製品の進上に関するものである。鉄用帳の一日分と木簡を掲げる。

(3) 造石山寺所鉄用帳正月十六日分『大日本古文書』五一六〇

(前略)

正月十六日下充鉄三延重九斤十二兩^作損十二兩^{付沸真時} 主典安都宿祢 領下道主

作上斧四口重五斤八兩 手斧四口重三斤八兩 又手斧一口重十兩

(後略)

(4) ・北□所進拳鑑十六隻長三寸半 腰□六隻長四寸

・位并尻塞四枚 本受鉄卅三斤十兩 損十一斤十兩
合卅二斤 神龜六年三月十三日足嶋

(奈良国立文化財研究所『平城宮木簡二』二〇八三)

両者は、本受鉄量(下充された材料の鉄量)、製品となった実量(作得量、製造の過程で減じた損料などを記載する点で一致し、この種の帳簿はこのような木簡の集積を基に作成されたと考えられる。請飯文書の木簡がどのような紙本の文書にまとめられるか明らかでないが、これらの例は、木簡が紙本の文書作成の原資料になり、木簡は紙本の文書の原資料という意味で保存されたと考えられる。

二つは、紙本の文書の授受を前提に木簡が授受されるあり方である。『延喜式』民部式・太政官式(五七二・三三九頁)によると、公糧

あるいは大糧は各官司が翌月分をまとめて毎月十一日に民部省に請求し、十六日に民部省がまとめて太政官に申上し、二十日に官符が民部省に下り二十二日に各官司に出給される。正倉院文書に七十六通残る天平十七年(七四五)の大糧申請文書は、各官司が民部省に請求する最初の段階の文書に当たる⁽¹⁶⁾。こうして翌月分の公糧が民部省から各官司にまとめて支給され、当月に各官司において各人に支給されるが、食料請求の木簡の多くはこの官司内で日々の請求に用いられると考えられる。太政官厨家の請飯文書の木簡は太政官内部における常食の請求であるが、太政官の各部局から官厨家に前月に翌月分全体の請求が紙本の文書で行われ、それを前提に当月に日々の請求が木簡で個別に行われたのではなからうか。このように考えられるとすれば、木簡は紙本の文書が個別に実行された証拠として保存する意味があったと考えられる。請飯文書の木簡が一年度分集積・保管された理由が、これら二つのあり方のいずれであったかを定めることはできない。いずれのあり方でも文書木簡が紙本の文書に対して従属的な位置づけにあって、紙本の文書の存在を保証する意味で保存されたと考えたのであるが、これは一つの推定に過ぎない。

しかし太政官厨家の請飯文書の木簡が、文書の計会年度、さらにそれに基づく文書行政全体の年度による一年分が集積・保管され、一括して廃棄されたことは、かなり確かなことである。このように

考えられるのであれば、前記の二つの問題について次のように考えられよう。一つは、このように集積・保管された一年分が文書行政の年度に基づくという必然性があるものであるから、やはりそれから数年間保管されるということはなく、一年度分が集積されると短時日のうちに一括廃棄されたと考えるべきである。もし数年間保管されたならば、請飯文書以外の木簡により新しい年紀の木簡が含まれそうなものであるが、そのようなことはない。二つは、この一年分が文書行政の年度という制度によることからいえば、このようなあり方はかなり一般化してよいのではないかと考えられる。

以上によってこの請飯文書の事例によれば、文書木簡が作成されて廃棄されるまでの期間は、長くとも一年間という短期間と考えられる。

おわりに

迂遠な考察を要約して、むすびとしたい。

(1) 公式令と『延喜式』によれば、律令制における一般的な紙本の公文書の保存期間は三年間である。文書木簡の保存期間は紙本の文書より短いと考えられるから、三年より短い。

(2) 長岡京左京三条二坊八町の太政官厨家推定地の東西溝SD一三〇一—Bから出土した二九点の請飯文書の木簡は、太政官内の部局

から太政官厨家へ常食の飯を請求した文書である。これらは延暦八年八月から九年六月までの十一カ月間のもので、本来一年間分が集積・保管され、一括して廃棄されたものの一部である。

(3) 律令制の政務運営における年度の一つに、前年八月一日から当年七月末日までを一年度とするものがあり、考課、季禄の支給、公文書の計会がこの年度による。公文書の計会制度は、在京諸司、諸国が毎年一年間に授受した公文書を記録した計会帳を太政官に送り、太政官も自ら計会帳を作成し、在京諸司、諸国の計会帳を勘会することによって、各官司相互に授受された公文書が確実に伝達されたか否かを確認する制度である。

(4) 延暦八年八月～九年六月の請飯文書の木簡は、その始終の月が計会の年度のそれらに一致あるいは近似することなどから、計会年度との関係から一年度分が集積・保管され、短時日のうちに一括して廃棄されたものと考えられる。ただし計会制度が請飯文書の木簡に適用され、それらが計会帳に登録されたのではなく、計会制度の年度は単にそれだけではなく文書行政の年度となっていたので、請飯文書の木簡はその一年度分が集積・保管されたと考えられる。請飯文書の木簡が本来保管されていたのは延暦八年八月～九年七月の一年度分と推測される。

(5) この請飯文書の集積・保管・廃棄と計会年度すなわち文書行政の年度との関係のあり方は、文書木簡について一般化できると思わ

れる。これによれば、文書木簡の作成から廃棄までの期間は長くても一年間という短期間であることになる。

太政官厨家の請飯文書の木簡は、連続する十一カ月の同類の木簡であることが論証できる珍しい例である。本論はその十一カ月の始終の月と計会年度の一致・近似を根拠に論を展開しているから、それが偶然の一致・近似であるならば崩れる。同類の事例の検出が望まれる。

木簡は作成され機能し、不要になって廃棄される。私たちは木簡を考古学的に検討する場合、出土遺構・出土状況の検討から出発する。出土状況に廃棄の状況がそのまま残る場合と廃棄の状況が改変されている場合があるが、出土状況から廃棄の状況を把握・推定する。そしてさらに廃棄の状況から、木簡が機能している状況を推定・復原する。木簡研究においてはこのような方法が採られる。従って木簡研究において、木簡がどのようにに廃棄されるのか、すなわち廃棄論は軽視できない問題である。本論はそのような問題意識に基づきさやかな試みである。

(一九九四年九月稿了)

注

- (1) 今泉隆雄「木簡と歴史考古学」(『日本歴史考古学を学ぶ(下)』所収、一九八六年)。
- (2) 案成条の理解については山下有美「計会制度と律令文書行政」(『日本史研究』三三七、一九九〇年)参照。公文書の保管についてはほか

に倉庫令8置公文庫鎖鑰条に公文書庫の鎖鑰の管理について、同令11倉藏文案孔目条に官人交替における文案・目録の引継について規定する。

- (3) 『長岡京木簡一』(向日市教育委員会、一九八四年)。遺構や木簡の出土状況、概要については、第二章「木簡の出土遺構」の「左京第一三次、同二二・二次、同第五一次調査区」、請飯文書の概要については第三章「溝SD一三〇一出土木簡の諸問題」の「請飯文書」を参照。

- (4) 『長岡京木簡二』(財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会、一九九三年)。

- (5) 『長岡京木簡一』では左京三条二坊八町は左京二条二坊六町に当てられていたが、これまでの条坊呼称を二町北に移動させる、山中章氏の長岡京の新しい条坊復原案によって左京三条二坊八町に当てられることになった(『古代条坊制論』『考古学研究』三八四、一九九二年)。

- (6) 「長岡京跡左京第二〇八次(7ANES17地区)左京二条二坊六町―太政官厨家跡―発掘調査概報」(財団法人向日市埋蔵文化財センター・向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書』第二八集、一九九〇年)。「長岡京木簡二」第二章の「二」左京三条二坊八町(旧二条二坊六町)の調査」。

- (7) 二三区などの小地区は三メートル間隔に区画したものである。

- (8) 『長岡京木簡一』第三章の五「太政官厨家と木簡」、『長岡京木簡二』序言、第二章の「二」左京三条二坊八町(旧二条二坊六町)の調査。
- (9) 『長岡京木簡一』付表九による。同表では二三を請飯文書に入れているが、断簡で内容が不明確なので省く。

- (10) 同一材から作成された木簡については、『長岡京木簡一』第三章の六「木簡材料の製作方法」参照。

- (11) 早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」(坂本太郎博士還暦記念

- 会編『日本古代史論集』下巻、一九六二年）、瀧川政次郎「律令の計会制度と計会帳」（『律令諸制及び令外官の研究 法制史論叢 第四冊』一九六七年）、寒川照雄「計会制度に関する一考察」（森克己博士古稀記念会編『史学論集 対外関係と政治文化 第二 政治と文化 古代・中世編』一九七四年）。
- (12) 山里純一「地方財政の予算編成と運営単位」（『律令地方財政史の研究』第二編第一章、一九九一年）。
- (13) 東野治之「正倉院伝世木簡の筆者」（『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年）。
- (14) 鉄用帳は『大日本古文書』五一六〇～六四、作上帳は同一五一二九二～三〇六。両帳については、福山敏男「奈良時代における石山寺の造営」（『日本建築史の研究』一九四三年）、岡藤良敬『日本古代造営史料の復原研究』第一〇章鉄充井作上帳（鉄帳）（一九八五年）参照。
- (15) 『平城宮木簡二』二〇八三。同補注参照（奈良国立文化財研究所、一九七五年）。
- (16) 山田英雄「天平十七年の文書をめぐって」（『日本歴史』三四一、一九七六年）。